

令和4年度第2回

立川市介護保険運営協議会会議録

令和4年8月23日（火）

立川市福祉保健部介護保険課

■ 日 時：令和4年8月23日（火曜日）午後3時00分～4時30分

■ 場 所：オンライン開催（立川市役所 208・209 会議室）

■ 出席者：（敬称略）〔 ◎会長、○副会長 〕

◎	日本社会事業大学 教授	下垣 光
○	りは職人でい	南雲 健吾
	弁護士	岡垣 豊
	社会福祉法人立川市社会福祉協議会	安藤 徹
	立川市民生委員児童委員協議会副会長	河野 はるみ
	東京都多摩立川保健所	橋本 雅美
	敬愛ホーム	深澤 英輝
	老援団幸町居宅介護支援事業所	峰岸 康一
	立川訪問看護ステーションわかば	尾崎 多介代
	市民公募（第1号被保険者）	西村 徳雄
	市民公募（第1号被保険者）	八木 和夫
	市民公募（第2号被保険者）	石川 恭子
	市民公募（第2号被保険者）	宮本 直樹

[ 職員 ]

福祉保健部長	五十嵐 智樹
保険医療担当部長	浅見 知明
介護保険課長	高木 健一
介護保険課介護給付係長	大川 幸紀
介護保険課事業者係長	高瀬 邦也
介護保険課介護保険料係長	久保島 力
介護保険課介護認定係長	名越 康行
高齢福祉課長	村上 満生
高齢福祉課業務係長	永山 一徳
高齢福祉課在宅支援係長	石垣 裕美
高齢福祉課介護予防推進係長	丸山 清孝

[ 委託事業者 ]

株式会社グリーンエコ	近藤 雅彦
------------	-------

## 午後3時00分 開会

○介護給付係長 時間になったので開会前に御挨拶させていただく。

本日は介護保険運営協議会に御出席いただき感謝申し上げます。資料については、本日追加の資料を送付したが、画面共有で御説明できればと思う。訂正した部分としては、資料2「地域密着型サービスの公募について」の1ページ、「北部西地区」が「北部中地区」となっているものが正しいものである。また、資料3の「7. 事前調査に関するスケジュール」で、第3回介護保険運営協議会の開催日が「10月16日」となっているのが、正しくは「10月6日」となっているものが正しいものである。

それでは、時間になったので運営協議会の開催をお願いする。議事進行は会長をお願いする。

○会長 それでは、令和4年度第2回の介護保険運営協議会を開催する。

後ほど事務局からの紹介もあるが、介護保険事業計画支援業務委託を受託した事業者が出席している。

まずはじめに事務局から説明をお願いする。

### 【1. 新委員の紹介】

○介護給付係長 それでは、次第1、新委員の紹介から御説明させていただく。

立川市高齢者福祉施設会代表の鈴木委員が前回までで退任されたので、後任は敬愛ホーム施設長の深澤委員をお願いすることとなった。深澤委員から御挨拶を一言いただければと思うが、いらっしゃらないので、お戻りになればまた声かけをしたい。

深澤委員には計画策定等調査検討委員会もお願いしているので、次は9月22日に御出席いただくと思う。

○会長 それでは、次第に従って進める。

はじめに、協議事項の1点目、地域密着型サービスの公募について事務局から説明をお願いする。

### 【2. 協議事項 (1) 地域密着型サービスの公募について】

○事業者係長 資料2に基づいて説明する。

第8期介護保険事業計画において、看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備を「医療ニーズが高い利用者に対応していくため、在宅の中・重度の要介護者を支える方策として日常生活圏域等の地域バランスを考慮した上で未整備地域に一か所から二か所整備していきます」としている。当計画に従い、令和4年度において看護小規模多機能型居宅介護事業所の公募を実施する。

看護小規模多機能型居宅介護事業所は、既に南部東地区に1か所整備しており、令和5年度は北部西地区において竣工する予定なので、このたびの公募においては、中部地区、北部東地区、北部中地区に整備することを条件としたい。

次に2番、地域密着型サービス等整備推進事業補助金について説明する。

地域密着型サービス（看護小規模多機能型居宅介護を含む）においては、引き続き東京都の地域密着型サービス等整備推進事業補助金を活用していく。なお、令和4年度においては、東京都では補助の内容の見直しをしたことから、従前の基本単価に加え、加算単価について補助対象に加えることを検討している。

次に、スケジュールについて説明する。

令和4年9月22日に第1回地域密着型サービス調査検討会において、募集要項とスケジュール等も検討する。令和4年10月13日に地域密着型サービス事業者公募に関する事業者説明会を開催し、令和4年10月13日から11月14日まで応募書類受付期間、令和4年12月15日に書類選考、これは第2回地域密着型サービス調査検討会においてお願いしたい。令和5年1月25日に第3回地域密着型サービス調査検討会を開き、ヒアリングを実施し、令和5年3月22日に実施事業者を決定する。これは第4回介護保険運営協議会において決定したい。

最後に、選定に係る評価基準について説明する。

令和3年度において看護小規模多機能型居宅介護事業所を選定することを目的として評価基準の見直しをしたことから、基本的には令和4年度においても同一の評価基準を用い部分的な修正を検討したい。

○会長 ただいまの説明について意見、質問はあるか。

○A委員 令和3年度において評価基準の見直しをしたとあるが、これは資料2「令和3年度立川市地域密着型サービス事業者選定に係る評価基準」の表でどこが見直しになったのかを教えてください。

○事業者係長 見直しをした根拠として、表の7番「医療的ケアの必要な利用者への医療体制」を具体的な項目として掲げた。また、次面の13番「事業所を整備する地域」で、まず「既存の（看護）小規模多機能型居宅介護事業所が隣接していないか」という基準を追加し、「整備予定地が「立川市洪水ハザードマップ」において浸水区域等に該当していないか」の項目を追加した。

○会長 ここで深澤委員が入られている。事務局に紹介いただき御挨拶をいただきたい。

#### ※委員自己紹介

○会長 それでは、2点目の協議事項に入る。

立川市高齢者福祉介護計画（第9次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画）の策定及び各種調査の実施について事務局より説明をお願いします。

## 【2. 協議事項 (2) 立川市高齢者福祉介護計画(第9次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画)の策定及び各種調査の実施について】

○介護給付係長 資料3及び資料4-1から4-4に基づいて説明する。

資料3については、前回の介護保険運営協議会で示した立川市高齢者福祉介護計画(第9次高齢者福祉計画と第9期介護保険事業計画)に向けたアンケート、各種調査の実施についての内容に少し追記したものである。概要は変わらず、次期高齢者福祉介護計画策定の基礎資料として、高齢者やその家族、介護サービス事業者の状況やニーズを把握し、計画に反映させるものである。

次に委託事業者が、株式会社グリーンエコに決定した。大阪に本社があり東京に事業所がある事業者である。

調査時期については変わらず11月から12月までを予定しており、調査対象も要介護者以外の65歳以上の方を3,000人、要介護者及びその家族で、介護の認定がある方については1,500人、介護サービス提供事業者が300事業所である。調査方法は無作為抽出により調査票を郵送する方法である。電子申請等でパソコンやスマホで実施できないかを検討しているが、こういう形で実施したいと考えている。調査内容は、前回第8期までのアンケート内容や介護保険法の制度改正、国からの通知等を踏まえた上で行うとなっており、国の通知が8月の頭に出て、基本的には第8期の調査内容と変更なしということだったので、それを踏まえてやっていきたいと思う。事前調査に関するスケジュールについては、前回出したものと同じである。今回皆様に協議していただいた後、最終的に10月6日に一旦確定を行う。その後11月、12月に調査、回収を開始し、1月までにまとめを行い、報告書等は3月までに行い、年度内に報告書を作成するという流れになっている。

次に資料4-1で全体的な話をしていきたい。

この資料は国から出た資料である。現在の立川市の高齢者福祉介護計画は、この介護保険運営協議会の皆様により令和2年度中に検討いただき、昨年度の令和3年度から来年度、令和5年度までの3か年の計画として策定したものである。次期計画は令和6年度から令和8年度の3か年で、今年度の令和4年度中に先ほど申し上げたアンケートを実施して来年度で次の計画を策定することとなる。

計画策定の概要について説明する。介護保険制度の改正サイクルは、3年度に一遍ずつ改正していくことになっている。平成10年度から3年に1度ずつ改正していくということで、次が第9期、9回目である。現在の第8期期間中に、国では社会保障審議会介護給付費分科会、ほか介護保険部会による制度改正の議論を行っており、それと並行して計画を策定するという形になっている。

次に、国と市町村と都道府県の要綱についてまとめている。国は基本方針を策定し、市町村が介護サービス量を見込むための標準を提示することとなっている。それを受けて市町村はそれぞれの日常生活圏域毎、立川でいうと6圏域に分かれているものの介護サービス量を見込み、期間の3年間、第9期の令和6、7、8の各年度における必要なサービス量を確保できるよう、サービス量の計画を行うこととなる。また、介護予防重度化防止等の取組内容、目標等も設定することとなっている。

都道府県では、都道府県単位で区域の設定を行い、市町村の計画を受けて都道府県内での介護サービスの量を見込み、市町村の計画を取りまとめて、都道府県単位の計画を策定することとなる。国が全体的な標準を定めて、市町村がそれぞれの地域の実情に合わせてサービス量を見込み、都道府県が取りまとめるという流れになっている。

令和4年度に立川市が実施する事前調査等のアンケートは、この一連の流れの中で市町村がこの必要なサービスを見込むために、また、介護予防の重度化防止等の取組内容や目標をつくるために行うものである。

次のページは日本の総人口の推移や今後の介護保険を取り巻く状況についてまとめているものである。高齢者人口は引き続き増加していき、特に85歳以上人口では要介護認定率が急上昇していきだろうという予想が提示されている。そして、高齢者人口は今までどおり伸びていくが、2025年以降は人口水位の局面が、高齢者の人口は増えるが、現役世代が減少していくと言われている。それを踏まえて、次期介護保険計画等の策定にあたっては、国等でも事業計画作成プロセスや支援ツールを用意することとなっている。

今までについては自然体推計が基本としてあるが、それを基に介護サービスの給付状況の把握や将来の伸び等を国が提供する支援ツール等を用いて数字を出した上で、自治体等が給付状況や各種調査、地域ケア会議等を基に様々な調査項目や検討を反映させて将来推計を作成することになっている。

この事前調査アンケートの質問項目については、国が基本的な内容を示し、「見える化」システムに入力して、日本全国で共通の課題が分かるようになっている。先ほど申し上げたとおり、この質問項目や考え方については、次期の第9期の介護保険計画等でも、現在の第8期と基本的には変わらないものとされている。冊子でお渡ししている事前調査アンケートについても、基本的には今のお手元にあるものは前回実施したものと同一ものとなっており、このアンケートに次期計画策定に必要な内容を加えたり、質問内容を修正して決定したいと考えている。

この事前調査アンケートの実施については、地域包括支援センター運営協議会や在宅医療・介護連携推進協議会にも報告して、それぞれの協議会から御意見等をいただければと思っている。最終的なアンケート内容の決定については、10月6日の介護保険運営協議会で御意見等をいただき、決定することになっている。介護保険運営協議会の委員からこのアンケートに関する御意見等を何う期限としては9月5日までと考えている。委員の皆様御意見等、事務局での案等を取りまとめた後、資料3のとおり10月6日に開催する第3回介護保険運営協議会に、ほぼ完成した内容で御覧いただき、最終的な調整を行った後、11月1日にアンケートを発送したいと思う。本日はこの事前調査アンケートの内容について委員の皆様御意見をいただきたく、御協議をいただければと思う。

○会長 ただいまの説明について、意見、質問等はあるか。

○B委員 書面での質問事項は9月何日までか。

○介護給付係長 9月5日までにいただければと思う。

○会長 ほかに質問はあるか。

○B委員 アンケートは事業所用と、要介護者に対するものと被要介護者に対するものと2つになっている。被要介護者というのは健常者ということになっているが、この健常者の中で、例えば配偶者の介護をしている人と、そうではなくただ普通に健常者である人と同じ範疇に入るが、答えや設問、中身が全く違ってしまっているので、介護している方からすると、答えにくいところがあると感じる。例えば、資料4-2の14ページの一番上、「これから新たに生きがいや楽しみにしていきたいことは何ですか」があるが、例えば介護している人によっては、これは問題にならない。要するに、それどころではない、毎日介護で大変だということで、こういう設問は書きにくいところがある。それと似たようなことが何か所かあるが、そういうことを感じ、母集団を被要介護で一括りにして実態が見えるのかと思う。

○会長 事務局はいかがか。

○委託事業者 このアンケートについては、要介護者を除く65歳以上の一般の高齢者向けのアンケートとなっており、介護認定の要介護1から5を受けてない方向けのアンケートである。要介護者とその家族に向けてのアンケートに関しては、資料4-3のアンケートで、こちらの方に向けてアンケートを実施する予定となっている。

○B委員 私が申し上げたのはそういうことではない。それはよく承知している。要するに、被要介護ではない人の中に普通の健常者と、例えば配偶者や親等の介護に当たっている人は、一括りにしてしまうと無理なところがある。先ほどの14ページの間21などは、丸の付けようがない。それどころではないというのが回答だと思う。

私が申し上げたのはそういうことで、被要介護の中にも二とおりあって、家族の介護等をしている人は同じ範疇で良いのかという質問なのだが、御理解いただけたか。

○委託業者 被要介護の方にも御回答いただけるアンケートということだと思うが、このアンケートの目的としては、現在65歳以上の高齢者の方がどういう暮らしをしているのか、どういうニーズがあるのかというのを全体的に把握することを目的としている調査である。この調査では、被要介護の方についても、そういう実態についても把握しようという意向があるので、先ほどいただいた御意見に関して一度事務局で精査し、次回にアンケート調査内容について御提出できればと思う。

○介護給付係長 B委員の御意見も分かるので、何とかアンケート等にそういった観点も入れたいとは考える。このアンケートでは、介助が必要ない人とそうでない人の振り分けを

集計ができるようになっている。おっしゃるとおり、例えば介護を受けている方、あるいは家族の介護をしているから余裕がないという、65歳以上であっても親の介助をしているから余裕がないという方もいると思うので、そういったところが何とか反映できれば良いと考えている。

今の段階で、こういう質問項目をつくるというのを申し上げることはできないが、今の御意見はいわゆる老老介護ということでもあるので、そういったものも含めて何かそういったニーズを捉えられるかどうか考えていきたい。

○B委員 実は私が先ほど言いました老老介護をしている側の立場に非常に近いので、私は自分のことを言っているような感じではあるが、このアンケートをもらったら丸をつけ難いところがたくさんあるという感じがしている。私自身がそういう立場にいるので、これはあまり関係がないことだが、そういう意見を申し上げた。

○会長 ほかに質問はあるか。

○A委員 自宅で介護、いわゆる健常者だけれども介護をされている方というのは、資料4-2と、資料4-3の10ページ以降に調査対象、御自宅で介護されている方についてお伺いしますという質問があるが、両方行くということか。

○介護給付係長 両方は行かない。資料4-3は、要介護認定がある方の世帯に送付するもので、資料4-2については介護認定がない方の世帯に送付するものであるから、同じ家庭に2つ行くということがなく、それぞれの特性を持ったところにそれぞれのものが行くという形になる。

○A委員 まれに行くこともあるのか。

○介護給付係長 対象者としては考えることはあるが、重複しないようする。

○A委員 1軒の家に両方が行くということはないようにしているということだと理解した。

○会長 ほかに質問はあるか。

○C委員 何点かあり、数が多く一つ一つに回答は要らないので、引き取っていただき検討いただければと思う。

1点目は、資料4-2、2ページの間3「あなたの家族構成を教えてください」とあるが、ここで「1人暮らし」というのが1番にある。私が個人的に知りたいのは、その1人暮らしの中で御家族がすぐ近くに住んでいるのか、それとも近くに住んでいないのかとい

うこと。こういうデータはなかなかなく、個別に拾うしかないので、せっかくここで聞くのであれば、大体の大まかな傾向をつかんでおきたいと思うので、立川近辺に家族が暮らしているか、そうではないのかみたいな聞き方ができると良いと思った。

2点目は、同じ2ページで一番下の問3の(2)で、3とお答えになった方にお尋ねしますということで、「主にどなたの介護、介助を受けてますか」という設問がある。この中の5番に「孫」というのがあるが、孫にも社会人なのか学生なのかいろいろある。ヤングケアラーの問題が今ある中で、どういう方に介護してもらっているのか、ヤングケアラーの実態をつかみたいと思うので、せっかく調べるのであればここで分かるのかなと思っている。

3点目として、7ページ問7(2)で「参加者として」参加してみたいと思いますか」と二重線が引いてあるところがある。ところが問7(3)のところは、同じような質問をしているが二重線がない。「企画・運営(お世話役)」というところに二重線があってもいいが、どうしてないのかということ疑問に思った。

4つ目として、11ページの一番上で、「日常の健康について相談できる「かかりつけ医」がいますか」という質問をしている。実は、かかりつけ医がいない人の中に、大きくいうと持病がないからかかりつけ医がない、これは理想でそういうことを想定してこれは聞いていると思うが、ところが持病はあるが、様々な事情でかかりつけ医がいないという人がいる。医者が嫌いだとか薬が嫌いだとか、こういう人が一番危ない。そういう人がどのくらいいるのかという把握は、とても大事だと思っているので、自らそういう支援を拒否してしまう人の把握をこういう機会できれればと思う。

5点目として、13ページの問19で、「立川市内へのお出かけの場所」とあるが、これを4ページの間4-(7)とクロス集計ができるか御検討いただきたい。

6点目として、13ページの問20で、1から15まで選択項目があるが、6番目の「老人クラブ活動助成」の「助成」という言葉を削っても良いのではないかと。同じく9番「徘徊高齢者家族支援事業」についても「徘徊高齢者家族支援」で良いのではないかと。

7点目として、15ページの一番上に「就労について、おたずねします」とあるが、これで合っているのか。すごく違和感がある。

8点目としては、16ページの問29の②番で「総合福祉センター」とあり、「あんしんセンター・市民活動センター」とあるが、「市民活動センター」は令和2年度に名称が変わり「ボランティア・市民活動センター」になっているので、訂正したほうが良いのではないかと。

9点目として、全体的に言えることだが、矢印を使っているところが分かりにくい。工夫をお願いしたい。

10点目として、21ページの間46の選択肢の5番に「ケアマネジャーや事業所の選び方」とある。これは分かるが、ケアマネジャーも次期計画の段階では選べる時代ではなくなってくるかもしれないという危機感を持っている。これは選べる前提で、ここに選び方とあると思うが、22ページの間50で、ここに例えば選択肢に「介護支援専門員の人材確保」とか、「ケアマネジャーの人材の充実」とか、そういう選択肢を入れても良いかもし

れない。あるいは、選択肢5番に「ホームヘルパー（訪問介護員）などの人材を育成すること」とあるが、ここと合わせても良い。

11 点目として、このアンケートの中にはないが、今様々なサービスを使う上でも非常に現場で問題になっていると感じるのは、スマホを利用しているかどうかというのを、このアンケートで実態をつかめれば。結構高齢者の方はスマートフォンを使っている。スマホを利用しているか、そしてSNSは何か使っているか。ツイッターとかフェイスブックとか、インスタとかそういうのまで聞くとちょっと話がややこしくなるので、SNSを活用しているかどうかということ把握できればと思った。

次に資料4-3。

2 ページだが、これは先ほどお話ししたのと同じである。問4で立川近辺、1人暮らしの方に対し、近辺に家族がいるかどうかというのを聞いてもらえればと思う。次に10ページについても先ほど話したケアマネジャーの人材確保の件と同じである。

12 ページのところでは問37から問39まで、介護している人の実態を聞きたいということで勤務形態や働き方、勤め先を聞いているが、これも勤労世代とは限らず学生もいると思うので、ヤングケアラーを前提としていないと思うが、ヤングケアラーも含めた形の質問形態に変えていただければと思う。あと、矢印は先ほどと同じ話である。

最後に資料4-4。3 ページで、どの程度の人が常勤、非常勤で勤めているかを聞いている。この1番に介護支援専門員があるが、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）がどのくらいいるかというのは非常に重要なことかなと思っているので、ここで別出しにして聞いても良いのではないかな。

11 ページの問22で、「貴事業所でさらに受入れ可能な人数は何人ですか」とある。確かにこれはとても重要なことで、どれくらいまだ受け入れられるのか。もうケアプランを受け入れられない、大変なことがいつ起きるか分からないような状況で、立川市の場合は何とか今のところはなっているようだが、他市ではもうそういうことが起き始めていると聞いている。ここは「何人ですか」とざっくりした聞き方ではなく、例えば要介護は受けられるけれども、要支援は受けたくないというような、そうした事業所の方針があるかもしれないと思うと、これは問21のように要介護度によってもう少し受入れ可能はどのくらいなんだというような聞き方をしても良いのかもかもしれない。

○会長 資料4-2の問3から問10までは国の様式である。全国一律に同じ調査で、どの自治体でも国と比較できる構造になっている。ただし、先ほどおっしゃった幾つかのクロスをかけるというか、それ以降の部分とどう比較するのかというところではできると思うし、あとおっしゃられたそれ以外のところについては、今日いろいろな御意見いただいて、それで集約して修正されるのではないかなと思う。

○C委員 承知した。

○会長 今日は御意見を伺うということになると思うが、事務局はそれで良いか。

○介護給付係長 承知した。会長がおっしゃった通り国の設問はあるが、本日御意見をいただき、ほかの委員の皆様の御意見もあると思うので、一旦は全部いただいて、できるところはなるべく反映し、難しいところについてはこういう理由で反映できない、ということになるかもしれないが、本日はいろいろな御意見を自由に言っていただければと思うので、よろしく願います。

クロス集計は、ある程度はいろいろなことができるという認識で構わないか。

○委託事業者 問題ない。

○会長 他に質問はあるか。

○D委員 資料4-2の21ページ問46の選択肢5番に「ケアマネジャーや事業所の選び方」とあるが、事業所を選ぶことはできるが、ケアマネジャーを名指しでお願いすることはできないので、勘違いされてしまうと思うので、項目を御検討いただきたい。

資料4-3、9ページ問28、設問として「介護支援専門員（ケアマネジャー）に求めるものは」とあるが、ずっと「ケアマネジャー」で来ていて、急にここだけ「介護支援専門員（ケアマネジャー）」となっている。「ケアマネジャー」とは俗称だと思うので、きちんとここは問28のように「介護支援専門員（ケアマネジャー）」という表記でお願いしたい。

また昨日、給付係にも幾つかお話をさせていただいているので御検討いただければと思うが、資料4-2、17ページ問34、選択肢3番の「高齢者向け住宅（サービス付き高齢者住宅）」、ここまでは良いと思うが、「有料老人ホーム等」という項目がここに入ってしまうと違うのかなというものはあるので、これに付随して幾つか昨日質問をさせていただいているのでよろしく願います。

○会長 ほかに気づいたところについては、先ほど申し上げたとおり9月5日までに意見をいただくことになるが、今どうしてもここだけはぜひというところがあれば、おっしゃっていただければと思うが良いか。

確認だが、第8期のときに確認した国の設問はそうだが、独自の設問も同じものを使っているのか。

○介護給付係長 今のところは前回と同じものを出しているが、事情は変わっており、変わるところはあると思うので、随時皆様にお知らせするという形になると思う。

○会長 意見をいただいて、変えられるところは変えるということである。

○介護保険課長 資料4-2については3年前に行った調査で、元気な高齢者、一般の高齢者の方を対象としており、全部で52問の質問がある。約3年経って、現在は新たな課題

が出てきており、例えば本市の中の交通不便地域の方の移動の手段の問題であるとか、高齢者の特殊詐欺、住まい、生活保障と、3年前の調査では聞いてなかったような課題も出てきているので、11月の調査ではこれらの新たな課題についても何らかの質問が必要であるというようなことを事務局では考えており、50問を超え質問が多いが、さらに追加していくのか、あるいは国の調査の中で必ず聞くようなものでない質問については少し見直しをするなどして、新たな政策課題についても質問に含めていくというようなことも検討している。

○会長 現在、何をしているかの確認的なところも大事だと思う。先ほどC委員がおっしゃったように、ソーシャルネットワークの実態とか、あまり注目されなかったとしても、逆にこれから拡大しなければいけないのかもしれない。

ただ、結局のところは孤立問題というような、根っこの部分をかなり意識しながら変えていったほうが良いという気はする。何が根っこの問題なのかということ。もちろん要介護状態の方が増えるかもしれないということが1つあると思うが、先ほどのヤングケアラーのような問題など、高齢者だけで閉じない話というのも、より一層重層的支援という言葉があるように重要になってくる話だと思うので、一方ではやはり踏み込んだやつというのが、今見えてきている将来的な課題や、事業そのものの確認も大事ではあるが、そういう根っこの話がいろいろあると思う。

しかしながら、皆様の御意見も挙がってくると思うので、ぜひそれを受けて、膨大にならない形でどうできるか、アイデアの出どころではないかと思う。

○E委員 非常に内容にボリュームがあるなかで、前回どの程度の回収率があったのか。

○介護給付係長 前回の回答率として、資料4-2については、3,000人に送付し、1,850件の回収があり、回答率が62%。資料4-3については、1,500人に送付し、691件の回収があり、回答率が46%程度。事業所アンケートについては、回答率は80%程度であった。こういったアンケートの回答率としては悪くはないが、大体5割から6割ぐらいの回答率である。

母数であるが、この3,000、1,500、300というのは最初に、回答率は60%から50%程度を想定して設定したものである。したがって、前回回答率が少なかったから、あるいは多かったから、今回はその対象数を減らそうという考えは、今のところはない。

○会長 いろいろ聞いてみたいことがあり、とどんどん増えてしまう。増えていくとますます答えにくくなるという、非常に悩みどころでもあるので、いただいた意見を踏まえて項目の検討がもう少しできるのかなというところではある。

○B委員 先ほどいろいろなツールを使ってという話があったが、先ほどおっしゃった国の質問の問1から問10についてだけツールが使えるのか。立川市独自のそれ以外について

はツールを使う対象にはならないのか。

○会長 ツールというのはどういう意味か。

○B委員 資料4-1の22ページに、「支援ツール」を描いた絵がある。こういう解析するソフトのイメージなのか。

○会長 この図のイメージについて、事務局より説明をお願いします。

○介護給付係長 このアンケートで国が決めた内容を入れると、国全体で同じ基準で判定でき、分析できるというのが良いところである。自治体独自の設問については、こちらのツールでは反映しないものにはなる。

○委託事業者 国の「見える化」システムという、インターネットに誰でも見れるツールがあり、そこに登録するイメージである。設問については、資料4-2の問10までが該当する設間で、問11以降に関しては立川市独自の設問である。

○介護給付係長 したがって、分析ツールには市独自のものは入らないが、逆にそのツールではなく、個別に立川市の実情と併せて、その分析して出た結果を立川市に合わせたらどうすれば良いのかという時に使用するために、その質問を行うというようなイメージになると思う。

○B委員 承知した。

○会長 事務局は本日いただいた委員からの意見や要望を含めて修正等を行い、次回までにアンケート案を作成いただきたい。委員の皆様も本日以降の意見や要望がある場合は、9月5日月曜日までに当事務局へお寄せくださるようお願いする。

では引き続き、報告事項に進む。

報告事項1、令和3年度（第8期1年目）介護給付・総合事業の給付実績について、事務局より説明をお願いします。

### 【3. 報告事項 （1）令和3年度（第8期1年目）介護給付・総合事業の給付実績について】

○介護給付係長 資料5に基づいて説明する。

これは令和3年度の第8期介護保険事業計画の1年目の計画値と実績値を報告したものである。

内容としては、（1）から（11）まで、計画値と実績値の違いを載せたものである。第1号被保険者数や要介護状態区分別に認定者数、要支援・要介護認定率、標準給付費、

総給付費、その他給付費等について内容を比較したものである。

1 ページは第1号被保険者(65歳以上)についてまとめたもので、黒く囲ってあるところが今回の第8期の報告内容である。御覧のとおり、第1号被保険者数の人口推計については、計画比99.9%とほとんど同じで、前期高齢者、後期高齢者についてもほぼ予想どおりの人数となっている。

こちらの下に書いてあるが、実績値は10月1日現在で、第1号被保険者は他市町村に住民登録がある住所地特例者を含んでいる。市外から立川市内の老人ホーム等に転入してきた方については、立川市の被保険者ではないが、この中には含まれているという意味である。

次の2ページについては、要支援・要介護認定者数である。第1号被保険者数と比較すると若干差が開いているが、それでも98.8%程度の差になっており、ほぼ予想どおりで、計画値を少し下回っている状況である。第1号被保険者と第2号被保険者は参考までに載せており、ほぼ計画どおりとなっている。

3ページは要介護度区分別認定者数である。こちらも全体がほぼ同じであったため、内訳として同じように98.8%になっている。要介護3と要介護4について、計画値よりも若干多めである。

4ページは要支援・要介護認定率である。計画値45,686の実績値45,656は人口で、先ほどと同内容である。人口と認定者数がほぼ同じであったので、認定率もおおむね計画と同じである。会長から85歳以上の認定等のデータについてまとめられないかという話があったので、途中経過だが、後ほど、資料5-2と5-3で説明できる部分があり、特徴的なところがあるので、後で説明する。

5ページから先が給付費である。標準給付費というのは介護保険の制度の中で行った、介護サービスに係る保険のお金で、介護給付費の内容となっている。計画比が98.7%で認定率と同じような内容になっており、おおむね計画どおりとなっていると言える。

6ページは総給付費で、次ページ以降その内訳を出していくような流れで説明する。

総給付費、いわゆる介護保険サービスの内容である。こちらもトータルで計画比98.8%と、計画とほぼ一致している。

少し飛ばしていく。その他給付費は、高額介護サービス費や高額医療合算介護サービス等費などである。この特定入居者介護サービス費は分かりづらいが、負担限度額認定で、特別養護老人ホームや老人保健施設に入所したときに、御飯代、部屋代を安くするといった内容となっている。こちらも計画比97.3%と計画を下回っているが、そこまで乖離がないと考えている。

次ページは居宅サービス給付費で、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護等、それぞれの種別ごとのものである。ここになってくると、若干の出っ張り、引っ込みが出ており、訪問リハビリについては計画値よりも少し多めで、分母が小さいために影響が大きく出ている。また、通所介護、通所リハビリといった通所系が少なめで、短期入所生活介護も少なめになっている。

令和3年度の特徴としては、新型コロナウイルスの感染症の影響下であり、通所系のサ

サービスやショートステイのサービスが若干少なめな傾向になっている。介護予防サービスについても、通所系のサービスは少し低めな傾向が出ていると言える。地域密着型はほぼ同じである。施設サービスは計画比、前年比と比べてもあまり変わりが無い。施設サービスは新型コロナウイルスと直接の影響がないので、ほぼ計画と同じような数字が出ている。

10 ページが介護予防・生活サービス事業（地域支援事業）である。こちらが先ほど申し上げたとおり、予防の方、要支援の方といった比較的介護が大変ではない方については、全体的なサービスが計画値と比べると少し低めな傾向となっている。令和2年度と比べると実績はほとんど変わらないが、計画ではもう少し増えると思っていたところが、それほど増えなかったという内容となっている。

計画、給付の報告は以上である。

次に資料5-2、5-3に基づいて説明する。

やはり当然ではあるが、要介護度が重くなると認知症がある方の人数が圧倒的に増えてくる。年代別でいっても高齢者の方が多くなっていくという内容になっている。

資料5-3は、先ほど申し上げた85歳以上の方の人口と認定率で、これは75歳以上の上に85歳以上の区分をつくったものである。

こちらは先ほどの給付のように、きっちりした形でまとまてはいないが、立川市の人口と要介護認定者の比較をみると、65歳以上の人口比率は24.7%、85歳以上の人口比率は4.2%であるが、認定者数が65歳以上では8,762人で、85歳以上の認定者数はそのうちほぼ半分を超えている状態になっている。やはり85歳以上になると圧倒的に要介護認定率が上がっていくということがここでも分かる。

次に、要介護（要支援）認定者数の年齢構成別の内訳である。同じように85歳以上になると圧倒的に人数が増えてくる。

○会長 ただいまの説明に対して質問、意見等はあるか。

無理を言ってお出してもらったところはあるが、今までの給付の実績や介護保険の状況を見ると、前期高齢者、後期高齢者という分け方だけで出しているところはあると思うが、御覧いただければ分かると思うが、85歳以上の方の分布を入れないと、給付の在り方等を検討するのはいかながなものであるかということにますますなってくる話であると思う。常にこの85歳以上の分布や予測をしっかりと入れていかないといけない。今の時点でも、85歳以上の方の人口が7,740人であるが、要介護（要支援）認定者数については4,381人ということになっており、65歳から75歳までが21,081人のところ、要介護（要支援）認定者数が1,107人なのに比べると、かなりの違いがあるので、高齢者という言葉のくくりにはもうできないというところに来ているのが、給付を考えていく、サービスの提供を考えていく上でも非常に重要な話ではないのかと思っている。

○D委員 資料5-2の認知症の自立Ⅰ、Ⅱ以上について、これは何からのデータか。

○介護給付係長 主治医意見書のデータである。

○会長 ほかに意見等があれば、事務局に直接いただけたらと思う。

次に報告事項の4、地域密着型サービス事業及び居宅介護支援事業所の開設・廃止について、立川市介護サービス事業者緊急支援事業給付金についての説明をお願いする。

### 【3. 報告事項 (4) 地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所の開設・廃止について】

○事業者係長 資料9に基づいて説明する。

今回、居宅介護支援事業所については開設・廃止はない。地域密着型サービスとしては、事業所名称をリハラボディ、開設については株式会社リハラボ、所在地は東京都立川市若葉町1-9-1 グリーングレスト101号、サービス種別は地域密着型通所介護、定員は10名、開設時期は令和4年7月1日となっている。お気づきだとは思いますが、同じ事業所名で、株式会社キャディから株式会社リハラボに運用法人が変わった。

○会長 続いて(5)立川市介護サービス事業者緊急支援事業給付金について説明をお願いする。

### 【3. 報告事項 (5) 立川市介護サービス事業者緊急支援事業給付金について】

○事業者係長 資料10に基づいて説明する。

この事業の概要だが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が長期化する中で、原油価格や光熱水費等を含む物価高騰が起こり、それが介護サービス事業所の経営を圧迫しているというところで事業の継続を支援するために、このたび立川市介護サービス事業者緊急支援事業給付金を支給することとした。8月19日に市内事業所に申請書を郵送し、現在各事業所のほうに届いている状況である。市内243事業所に対して発送した。この支援事業給付金は、地方創生臨時交付金を財源としている。給付金額についてはこちらにあるとおり、訪問系や居宅介護支援事業所は10万円としており、特別養護老人ホームや介護老人保健施設については100万円としている。

○会長 ただいまの説明について意見、質問等はあるか。

ないようなので、本日予定した議事が全て終了したことになるが、遑ってでも結構だが、言い残したことはないか。

○F委員 先ほどの介護サービス事業者緊急支援事業の申請書が、私どもの介護事業所のほうにも届いたので感謝申し上げます。市が率先してこういった事業をすることで、我々サービス事業所も何とか経営できているので、今後ともよろしく願います。

○会長 本日の議事は全て終了ことになるが、事務局からのその他連絡事項等について説明をお願いする。

#### 【4. その他 (1) 事務局からの連絡等】

○介護給付係長 資料6と7については、時間があるときに読んでいただければと思う。

資料8に基づいて説明する。

今後の開催予定については、資料8のとおり本日8月23日第2回介護保険運営協議会で、次回の計画策定等調査検討会の皆様については、地域密着型サービス検討会を来月の9月22日木曜日、午後3時から市役所2階の208・209会議室で開催する予定である。

第3回については10月6日木曜日、3時から同様に市役所2階の208・209会議室で開催する予定で、先ほど申し上げたとおりアンケートの最終決定を行いたい。

新型コロナウイルスの感染状況によっては、いずれの会議も今回と同様、オンライン開催となる場合もあるので、あらかじめ御承知おきいただければと思う。事前に書類、応募通知については別途送付するので、今後ともよろしく願います。

○会長 以上をもって令和4年度第2回介護保険運営協議会を終了する。

午後4時30分 閉会